



さしがや保育園 アスベスト健康対策 専門委員会ニュース

号外

発行者：文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会
 ●事務局 文京区男女協働子育て支援部保育課保育係：東京都文京区春日1丁目16番21号
 電話 03-5803-1189 Eメールトリス b311500@city.bunkyo.lg.jp 2007.4.25 発行

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱が確定しました。

健康対策実施要綱には次のことが書いてあります。

- 文京区が今後取り組む健康対策について定めてあります。
- 万一疾患が発症した場合の補償等について定めてあります。

文京区は要綱に基づき次のように対応します。

- 要綱の内容にしたがって健康対策を確実に実施します。
- 万一疾患が発症した場合、関係者の方々が、補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。

①

「文京区立さしがや保育園
アスベスト健康管理手帳」
を受け取ってください。

平成16年にすでに発行されているものです。まだお受け取りになっていらっしゃらない方は今後の健康対策の内容にかかわる重要な物ですので受け取ってください。お受け取りの際は事務局までご連絡ください。

②

お見舞金をお支払いいたします。

お見舞金は皆様へのお詫びとしてお渡しするものです。お受け取りになることで、不利益が生じることは、一切ございません。さしがや保育園該当園児の方お一人あたり10万円をご指定の口座(郵便局を除く)に振り込ませていただきます。(アスベストばく露に係る和解をすでに行った方は、対象外となります。)

①②③についての
ご回答を必ず
ご返信ください

③

希望の方と区が協定を結びます。

区長印を押した協定書をお子様1人あたり2部送付いたしました。協定を希望される方は、必要事項をご記入し押印して1部を事務局宛にご返送ください。残り1部は、そのまま保有ください。希望されない方はその旨お申し出ください。

- 協定を結ばないことでの不利益はありません。
各ご家庭との個々の確認のためです

詳しくは同封の内容をご覧ください

「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」の制定にあたり

本区は、平成11年7月から平成12年12月までの期間に文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際に、園舎の天井裏等に存在した吹付けアスベストを飛散させ、隣接する保育室の園児等がアスベストにばく露するという事態を生じさせてしまいました。保護者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。あらためて、心よりお詫び申し上げます。

これまで本区では、専門家による検討委員会を設置し、このような事態に至った原因を明らかにするとともに、今後の対策について検討してまいりました。平成15年12月には「文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会報告書」が取りまとめられ、この報告書の内容に基づき、本区の責任で、健康対策等を実施してきました。

さらに、この度「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」を策定し、今後の健康対策の取組について決定いたしました。今後、本区は、要綱に規定した健康対策を確実に実施すると同時に、万一、要綱に規定する疾患が発症した場合、さしがや保育園でのアスベストのばく露を受けた方々が、アスベストばく露に伴う健康に対する影響に関しての補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。

平成19年4月25日

文京区長

煙山力

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱と協定について

1 協定について

- (1) 法的に「要綱」とは、行政が取り組む施策等の統一性を確保するために、行政内部で定められる事務処理の基準あるいは指針としての性質を持ちます。
- (2) こうした法的な性質から、「要綱は区の内部規定にすぎず、いつでも改正・廃止が可能です。そうした性質をもっているからこそ、明文化することで縛りをかける必要があると考えます。」との意見が過去に保護者の方から寄せられました。
- (3) そこで、今回、希望される場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で協定を結ぶこととしました。
- (4) 協定は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で署名・捺印することとなりますので、双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできません。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものですから、結果として、区は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできなくなります。
- (5) 協定を希望されない方については、要綱が健康対策の実施内容を担保しますので、協定を結ばないことで不利益はありません。

2 協定の結び方について

区長印を押印した協定書をお子様 1 人あたり 2 部送付いたしました。

【協定を希望される方】

協定を希望される方は、協定書に必要事項をご記入のうえ指定箇所に押印して 1 部を返信用封筒にて事務局宛にご返送ください。残り 1 部は、そのまま保有ください。

【協定を希望されない方】

協定を希望されない方、または、現時点で協定を希望されない方は、その旨を別紙「協定締結意思確認票」にてお知らせください。

協定締結意思確認票

平成19年 月 日

「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に関して、
文京区と協定を結ぶことについて

1. **協定を結ぶことを希望します。** → お送りした協定書に署名捺印のうえ、ご返送ください。
2. **協定を結ぶことを希望しません。** → 協定書は、ご返送いただくことなく結構です。将来において、希望すれば、協定を結ぶことも可能です。
3. **現在、検討中です。** → 協定書に署名捺印して、ご返送いただければ、いつでも協定は結べます。

ご住所	〒
お子さんのお名前	
法定代理人のお名前 (保護者のお名前)	

※ 保護者の方々の現在の意思を確認したいので、上記1から3のいずれかを選択して、返信用封筒に同封してください。

協定書に関する手続きについて

表面並びに裏面の、印①、印②、印③に代理人氏名者の印を押印して、1部を返信用封筒で返送していただき、1部を保管してお持ちください。

(印②、印③は割り印です。)

表面

協 定 書	
印	
印②	
甲	文京区春日一丁目 16 番 21 号
	文京区代表者文京区長 印
乙	住所
	児童氏名
	代理人氏名 印①

裏面

	印
	印③

協 定 書

文京区（以下「甲」という。）は、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（18文男保第1449号平成19年3月28日）及び「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方（18文男保第1449号平成19年3月28日）に基づき実施する文京区立さしがや保育園アスベストばく露に伴う健康対策を確実に実施することを目的として、甲と乙の間で、協定を締結するとともに、協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年4月25日

甲 文京区春日一丁目16番21号

文京区代表者文京区長

煙山力

乙 住 所

児童氏名

代理人氏名

